

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和2年3月31日

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」点検・検証に係る道民意見募集（パブリックコメント）について、道民の皆様からご意見を募集したところ、2人・9団体から寄せられました。

いただいたご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方は次のとおりであり、今後の施策の推進の参考とさせていただきます。

1 遺伝子組換え作物の生産について

主な意見内容	意見に対する道の考え方
○ GM作物の一般作物への混入・交雑を否定しきれない開放系一般栽培には、基本的には反対。	引き続き、遺伝子組換え作物の開放系での栽培等を規制することにより、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑や混入の防止に取り組んでまいります。
○ 遺伝子組換え作物は除草の効率化など多くの可能性を秘めており、地球温暖化など解決しなければならない多くの問題は今までの技術だけでは不可能。世界で標準の技術を利用できるようにすべき。	本道では、遺伝子組換え作物の開放系での栽培等を規制することによって、一般作物との交雑や混入を防止し、生産上及び流通上の混乱を防止し、遺伝子組換え作物の開発等に係る産業活動と一般作物に係る農業生産活動との調整を図るため、条例を定めているところです。
○ わが国における加工原料や飼料などに用いられるダイズやトウモロコシなどの大部分を組換えダイズやトウモロコシの栽培が90%以上の北米からの輸入に依存、わが国では安全性評価により問題のないもののみが栽培・流通する仕組み、新制度も含めた遺伝子組換え食品の表示制度など、正確な広報活動に積極的に取り組んでほしい。	遺伝子組換え作物等に関して、対象の世代、職種、地域などにも配慮しながら、正確かつ適切な情報の提供及びリスクコミュニケーションに取り組んでまいります。

2 遺伝子組換え作物に係る試験・研究について

主な意見内容	意見に対する道の考え方
(意見なし)	

3 遺伝子組換え食品の流通・加工・消費について

主 な 意 見 内 容	意 見 に 対 す る 道 の 考 え 方
<p>○ (再掲) わが国における加工原料や飼料などに用いられるダイズやトウモロコシなどの大部分を組換えダイズやトウモロコシの栽培が 90%以上の北米からの輸入に依存、わが国では安全性評価により問題のないもののみが栽培・流通する仕組み、新制度も含めた遺伝子組換え食品の表示制度など、正確な広報活動に積極的に取り組んでほしい。</p>	<p>遺伝子組換え作物等に関して、対象の世代、職種、地域などにも配慮しながら、正確かつ適切な情報の提供及びリスクコミュニケーションに取り組んでまいります。</p>
<p>○ 消費者が食品を購入する際には、遺伝子組換え食品であるか否かの判断は表示に頼るしかない状況であり、国に対して表示制度の充実を求めてほしい。</p>	<p>EU並みに全ての食品への遺伝子組換え表示義務を拡大するといった遺伝子組換え食品等に関する表示制度の充実については、これまでも国に対して要望しており、令和5年(2023年)4月から改正された制度が施行されることとなっていますが、引き続き、さらなる拡充を要望してまいります。</p>
<p>○ 遺伝子組換え食品の安全性や表示制度について道民の理解は十分でないように見え、任意表示制度が数年後に変更されるといわれており、この点を含めたリスクコミュニケーションの一層の推進を希望。</p>	<p>遺伝子組換え作物等に関して、対象の世代、職種、地域などにも配慮しながら、正確かつ適切な情報の提供及びリスクコミュニケーションに取り組んでまいります。</p>

4 道の条例等について

主 な 意 見 内 容	意 見 に 対 す る 道 の 考 え 方
<p>○ 現行の条例については、一般作物との交雑・混入を防止し、生産上及び流通上の混乱を防止するためのルールを規定したものであり、全国的にも条例を制定している府県が少ない中でいち早く制定し、適切に運営されていることについて、一定の評価。</p>	<p>引き続き、遺伝子組換え作物の開放系での栽培等を規制することにより、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑や混入の防止に取り組んでまいります。</p>

<p>○ 遺伝子組換え作物及びそれ由来の食物、飼料、加工品は全く安全であり、わが国がどれほど輸入に頼っているか、消費者がこれらを食していることを正しく知らされていないことなどを考え合わせると、道総研で既に世界で栽培されているものを試験栽培し、その結果を公表して、条例を見直すことを行っていただきたい。</p>	<p>独立行政法人北海道立総合研究推進機構（道総研）における試験研究の実施判断については、優良品種の作出や病害虫防除など、生産者や農業団体の要望に応じて、道総研が優先順位を付けて行っているところです。</p>
<p>○ これまで同様に、開放系一般栽培（商業栽培）に関しては知事の許可制とした上で罰則も盛り込むことを望む。試験栽培については試験場の圃場内で行う場合はこれまで同様届出によるものとし、開放系で行われる場合は、開放系一般栽培と同レベルの強い規制としてほしい。</p>	<p>国や大学などの公的機関のほか、民間の事業者であっても試験研究を業として行う者である、適正な交雑混入防止措置を執るための一定の要件を備えている者が行う栽培試験については、適正な交雑混入防止措置が執られることを前提に行われるものと考えられることから、開放系試験栽培については届出によるものとしています。</p>
<p>○ 依然として遺伝子組換え食品の安全性を抱いている道民は多いようであり、条例が見直され規制が緩和されることになったなら、遺伝子組換え作物と一般の作物との交雑が起こることも考えられ遺伝子組換え作物のみならず道産の作物に対する道民の不安は増幅されることから、現在の条例の規制内容は維持していただきたい。</p>	<p>引き続き、遺伝子組換え作物の開放系での栽培等を規制することにより、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑や混入の防止に取り組んでまいります。</p>
<p>○ 北海道は食の生産の中心であり、主体性をもって道民のみならず全国の市民の健康を守るのは北海道というように、この条例を表明していただきたい。</p>	<p>引き続き、遺伝子組換え作物の開放系での栽培等を規制することにより、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑や混入の防止に取り組んでまいります。</p>

<p>○ 開放系一般栽培は許可制であるが、その際の手続きとして栽培者は周囲の一般作物栽培者等に対する地域説明会を開催した後に知事へ許可を申請することとなっているが、こうした手続きが道における許可・不許可の判断として実効性を確保しうるのか、検討が必要。</p>	<p>条例では、開放系一般栽培において周辺地域や住民が当該栽培計画の内容について十分理解することが重要であることから、栽培者に対し、申請に先立ち地域説明会を開催することを義務付けているところです。また、当説明会で示された交雑・混入の防止に関する事など、地域が懸念する事項についても、食の安全・安心委員会において調査・審議し、必要な場合は改善指導を行うこととしています。</p>
<p>○ 閉鎖系試験栽培においては、交雑・混入のリスクがないとの理由により条例の適用外であり、行政への届出などは必要ないこととされているが、閉鎖系の実験であっても予期せぬ事故により実験生物が外部に拡散する可能性がないのかどうか、実験が進んだ場合、開放系試験栽培への移行や一般生物としての販売開始等が想定され、行政が情報を知りうるができないことは課題。</p>	<p>試験研究機関は、カルタヘナ法に基づき、遺伝子組換え生物等の第二種使用（環境への拡散を防止しつつ行う使用）の国への申請を行う際に、実施しようとする試験における拡散防止措置について記載するとともに、国は当該申請内容について確認することとなっています。</p>
<p>○ ゲノム編集技術についても、一部の技術が遺伝子組換え技術と同等の技術としてカルタヘナ法の対象に位置付けられていることから、条例の対象として一般作物への交雑・混入を防止するよう実効性のある仕組みとすべき。</p>	<p>ゲノム編集技術を利用した作物のうち移入された核酸又はその複製物が残存しているものは、カルタヘナ法で規定する遺伝子組換え生物となり、本条例の対象となります。</p>
<p>○ 新しい育種技術であるゲノム編集技術を利用した作物と条例との関係を早急に整理することが必要。</p>	<p>ゲノム編集技術を利用した作物のうち移入された核酸又はその複製物が残存しているものは、カルタヘナ法で規定する遺伝子組換え生物となり、本条例の対象となります。</p>
<p>○ （再掲）遺伝子組換え食品の安全性や表示制度について道民の理解は十分でないように思え、任意表示制度が数年後に変更されるといわれており、この点を含めたリスクコミュニケーションの一層の推進を希望。</p>	<p>遺伝子組換え作物等に関して、対象の世代、職種、地域などにも配慮しながら、正確かつ適切な情報の提供及びリスクコミュニケーションに取り組んでまいります。</p>

5 ゲノム編集技術について

主 な 意 見 内 容	意 見 に 対 す る 道 の 考 え 方
<p>○ (再掲) ゲノム編集技術についても、一部の技術が遺伝子組換え技術と同等の技術としてカルタヘナ法の対象に位置付けられていることから、条例の対象として一般作物への交雑・混入を防止するよう実効性のある仕組みとすべき。</p>	<p>ゲノム編集技術を利用した作物のうち移入された核酸又はその複製物が残存しているものは、カルタヘナ法で規定する遺伝子組換え生物となり、本条例の対象となります。</p>
<p>○ 従来の育種と変わらないという理由で、ゲノム編集作物の栽培に何も規制がない状況は不安。ゲノム編集作物の栽培でも、条例等による規制も含めた何らかのルールが必要。</p>	<p>ゲノム編集技術を利用した作物のうち移入された核酸又はその複製物が残存しているものは、カルタヘナ法で規定する遺伝子組換え生物となり、本条例の対象となります。</p>
<p>○ (再掲) 新しい育種技術であるゲノム編集技術を利用した作物と条例との関係を早急に整理することが必要。</p>	<p>ゲノム編集技術を利用した作物のうち移入された核酸又はその複製物が残存しているものは、カルタヘナ法で規定する遺伝子組換え生物となり、本条例の対象となります。</p>
<p>○ ゲノム編集食品はまだまだ解明されていなく、食品として「食べない！」と選択できないのは、消費者の選ぶ権利を侵害。国に対して、ゲノム編集食品についても購入したくない場合に選択できる表示制度の確立を求めてほしい。</p>	<p>ゲノム編集技術については、これまでも国に対し、表示など消費者が食品の選択をできる仕組みの創設などを要望しており、今後とも国の対応を注視しながら要望を継続してまいります。</p>
<p>○ 新たな育種技術としてのゲノム編集技術や遺伝子組換え技術に対する消費者とのリスクコミュニケーションが十分に図られる施策が必要。</p>	<p>ゲノム編集技術については、これまでも国に対し、不安を抱く国民への丁寧な説明などを要望しており、今後とも国の対応を注視しながら要望を継続するとともに、遺伝子組換え作物等に関して、対象の世代、職種、地域などにも配慮しながら、正確かつ適切な情報の提供及びリスクコミュニケーションに取り組んでまいります。</p>